

# 軽自動車税減免申請書（公益用／新規）

令和 年 月 日

出雲市長 様

市受付印
------

【申請者（納税義務者）】

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号																				
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 \_\_\_\_\_

出雲市税条例第67条の規定により減免申請します。

軽自動車	車両番号		
	種 別	1. 原付 50cc 以下      2. 原付 90cc 以下      3. 原付 125cc 以下 4. ミニカー              5. 二輪 250cc 以下      6. 二輪 250cc 超えるもの 7. 小型特殊（農耕用） 8. 小型特殊（その他） 9. 軽四貨物              10. 軽四乗用	
	主たる定置場	1. 申請者住所と同じ      2. 出雲市              町              番地	
	原動機の型式、総排気量（定格出力）、用途、形状	別添自動車検査証・軽自動車届出済証の写しのとおり	
用 途	※裏面「減免の対象となる軽自動車」ア～ケのうち、該当となるカナを記入してください。		
使用目的	※対象車両の各施設等での具体的な使用方法を記入してください。		

※裏面もご確認ください。

【申請期間】 4月1日 から 5月31日まで（31日が土日の場合は翌月曜日まで）

【添付書類】 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し  
※自動車検査証が電子車検査証の場合、「電子車検査証(A6横)」と「自動車検査証記録事項(A4縦)」の写しの両方の添付が必要です。

【注意事項】 車両1台につき申請書1枚提出してください。

市記入欄

確認	入力	照合	納付方法		口振停止	備考
			納付書	口座		

**減免の対象となる軽自動車**

(出雲市税に関する減免要綱第4条第5項)

ア	消防自動車又は救急自動車
イ	血液事業の用に供する軽自動車
ウ	日本赤十字社が所有する軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する軽自動車で次のいずれかに該当するもの (ア) 患者の輸送の用に供する軽自動車 (イ) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車
エ	へき地巡回診療を行う者が所有する軽自動車のうち、当該診療の用に供する軽自動車
オ	公益財団法人島根県環境保健公社又は医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関が所有する軽自動車のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2第1項若しくは第3項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づく検診の用に供する軽自動車
カ	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有する軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する軽自動車
キ	社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業(第2号を除く。以下同じ)を営む社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人が所有する軽自動車のうち、専ら当該第2種社会福祉事業への送迎の用に供する軽自動車(ク)に規定する軽自動車を除く。)
ク	社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が所有する軽自動車のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業又は同条第27項に規定する地域活動支援センターを営む事業において、専ら利用者の移動又は原材料若しくは生産品の輸送の用に供する軽自動車
ケ	道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項に規定する指定自動車教習所が所有する軽自動車のうち、専ら自動車の運転に関する教習の用に供する軽自動車

※令和8年3月末に地方税法が改正される予定です。

地方税法を改正する法律が令和8年3月末までに公布されなかった場合、「軽自動車税」の表記はすべて「軽自動車税(種別割)」に読み替えることとします。